

第三者継承支援における農協の役割

主事研究員 長谷 祐

〔要 旨〕

農業者の減少・高齢化が進むなかで、これまで地域の農地を集積し地域農業の維持に貢献してきた担い手経営体においても高齢化が進展し、離農の可能性が高まってきている。後継者不足問題への対応として注目されているのが、経営資源を一括して別の経営体（主に新規就農者）に移譲する「第三者継承」である。

担い手経営体の離農は地域農業の維持にも大きな影響を及ぼすため、第三者継承の支援は地域の農業者組織である農協にとっても重要な課題となりえる。本稿では、第三者継承を実施した事例を紹介し、継承を進めていくなかで農協が果たした役割について検討した。

事例の検討を通して、農協は「地域での第三者継承の周知と情報収集」、「新規参入者への就農支援」、「経営継承への支援」について、多くの役割を果たしていることがわかった。

特に就農から経営移譲にいたる計画の策定において、農協の果たす役割が大きいことが指摘できた。また、第三者継承の周知や継承者の地域への溶け込みという側面からは、農協の部会組織がその役割を担っている。さらに、部会組織での各品目の生産者の状況の把握や今後のあり方の検討は、地域内での第三者継承を進める第一歩となりえる。

一方で、行政との連携も重要であり、継承者（新規就農者）の募集や住宅の確保では行政の役割が大きい。行政の支援と農協による就農後の支援とをつなげることで、より一貫した支援策を講じることが出来ると考えられる。

目 次

はじめに

1 農業の第三者継承をめぐる状況

2 部会主導型の第三者継承：

JAたじま おおや高原有機野菜部会

(1) 産地と事例の概要

(2) 事例の経緯

(3) 第三者継承におけるJAたじまの役割

(4) 小括

3 行政や地域農業者との連携：JAこまち

(1) 産地と事例の概要

(2) 事例の経緯

(3) 事業継承に向けた取組み

(4) 小括

4 地域内での第三者継承：JA能美

(1) 産地と事例の概要

(2) 事例の経緯

(3) 事業継承におけるJA能美の役割

(4) 小括

5 支援における農協の役割

おわりに

はじめに

2020年の農林業センサスによると日本の農業経営体数は107.6万経営体であった。05年には200.9万経営体であったことから、この15年間で半減したことになる。一方、農地面積の減少は7%（469万ha→437万ha）にとどまっており、1経営体あたりの経営耕地面積も拡大している（1.9ha→3.1ha）。以上のデータから、離農した経営体の農地は、別の経営体が集積することによって、ある程度維持されていることが分かる。

また、同じ期間において、基幹的農業従事者のうち65歳以上が占める割合は10%ポイント以上上昇（57.4%→69.6%）しており、農業者の高齢化も進んでいる。つまり、これまで地域の農地を集積し、地域農業の維持に貢献してきた担い手経営体においても高齢化が進展し、離農の可能性が高まってきた。こうした経営体が後継者を確保できず離農となった場合、当然に地域農業の維持に大きな影響を及ぼすため、事業の継承問題は一経営体の問題にとどまらない重要性を持つ。

担い手経営体での後継者不足問題への対応として注目されているのが、当該経営体を持つ経営資源を一括して別の経営体（主に新規就農者）に移譲する、「第三者継承」である（注1）。ただし、第三者継承の取組みを移譲者と継承者の当事者のみで進めると意見の食い違いや利害の衝突などが起こる可能性があるため、両者を仲介して円滑

な継承を支援する組織の役割が求められている。

第三者継承の支援に取り組むことは地域農業の維持にもつながるため、地域の農業者組織である農協にとっても重要な課題となりえる。本稿では、第三者継承を実施した事例を紹介し、継承を進めていくなかで農協が果たした役割について考えていきたい。

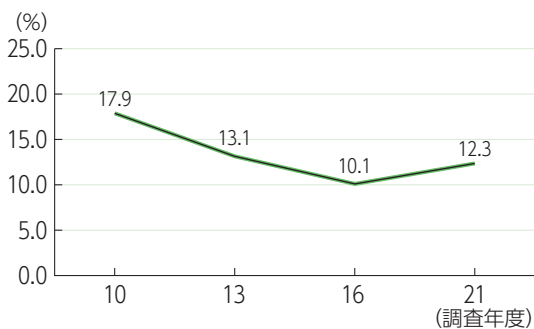
（注1）日本農業新聞データベースで「第三者継承」を含む記事を検索すると、12年には9件、17年には19件、22年には46件と記事数が増加している。また、20年には中小企業庁が農業分野も対象とした第三者継承支援を、21年度には農水省が（第三者継承も含む）経営継承支援事業を開始している。

1 農業の第三者継承をめぐる状況

第三者継承は離農する農業者の経営資源を第三者が引き継いで事業を継続させるものであり、独立就農と比較して①経営開始時の経営規模が大きい、②専業農家として確立する期間が比較的短い、③農地集積や育成費用などの追加投資が不要、④販路や技術、地域の信用も移譲者といった無形資源の取得費用を軽減できる、といった利点が挙げられている（山本・梅本（2012））。

第三者継承の状況について、一般社団法人全国農業会議所が実施している「新規就農者の就農実態に関する調査結果」によると、新規就農者のうち第三者継承（「離農する農家の経営資源を引き継いで就農」）を利用した回答割合は、10%台で推移している（第1図）。

第1図 第三者継承による新規参入の割合



資料 全国農業会議所「新規就農者の就農実態に関する調査結果」各年度版
 (注) 調査対象は、就農してから概ね10年以内の新規参入者。

作物別にみると回答に占める割合では酪農が68.2%と圧倒的に高いものの、実数では施設野菜や果樹でも事例が多くみられることが分かる。他の作物においても10%強の割合で第三者継承がおこなわれており、露地野菜を除いて多くの作物で第三者継承が実施されている。就農地別でも沖縄(3.2%)を除いて、全国で第三者継承に向けた取り組みが進んでいるといえる(第1表)。

一方で、後継者不足の状況は深刻化している。15年の農業センサスにおいて、後継者がいると回答した販売農家の割合が50%を下回り(48.7%)、20年センサスでは「5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む)を確保」している農業経営体は25.5%となった。この2つの数値は設問や対象が同一でないためそのまま比較できるものではないが、後継者不足が深刻化していることがうかがえる。特に農業経営体の大宗を占める個人経営において、後継者を確保している割合が24.8%であり、団体経営体(47.4%)や法人経営体(49.0%)の約半分の割合となっている。

第1表 第三者継承の件数と割合
(作物別、就農地別)

(単位 件、%)

	回答数	第三者継承		
		実数	割合	
全体	2,205	272	12.3	
経営作物	水稲等	150	26	17.3
	露地野菜	717	27	3.8
	施設野菜	677	76	11.2
	花き・花木	67	8	11.9
	果樹	349	66	18.9
	酪農	44	30	68.2
	その他畜産	62	10	16.1
	その他	139	29	20.9
	就農地	北海道	167	57
東北		185	24	13.0
北陸		70	12	17.1
関東・東山		526	45	8.6
東海		251	32	12.7
近畿		215	23	10.7
中国		215	21	9.8
四国		147	17	11.6
九州		359	39	10.9
沖縄		63	2	3.2

資料 全国農業会議所「新規就農者の就農実態に関する調査結果-令和3年度-」
 (注) 太字は作物別、就農地別での上位3項目を示している。

また、認定農業者のいる農業経営体について品目別でみた場合、畜産では比較的后継者を確保しているものの、施設野菜や果樹では後継者確保の割合が低くなっている(注2)。こうした資本集約型の作物は、就農後の所得確保の点から新規就農の作物としても期待されている。しかし、近年では施設費や建設費が上昇していることから参入コストも増加していると考えられ、第三者継承のニーズは高まっていく可能性がある。

以上のように後継者不足が進むなかで、後継者を確保する手段としての第三者継承

に対する期待は一定存在すると考えられる。農中総研が年1回実施している「農協信用事業動向調査（注3）」においても、回答のあった251農協のうち25.1%の農協で「管内での第三者継承事例があった」としている。また、同調査では75.7%の農協が第三者継承支援の必要を感じていることも明らかとなったが、このうち46.2%の農協が必要を感じつつも支援策は未検討となっていた（第2図）。この背景には第三者継承の事例が少なく、必要な支援策を検討することが困難な状況もあると考えられる。

第三者継承における支援組織の役割については多くの先行研究がある（山本・梅本（2008）、山内他（2010）、梅本（2016）、山崎（2018）、高津他（2020）、長谷（2021））。

先行研究では地域内の様々な主体が連携して第三者継承の支援組織として関与していることが示唆されている。そのなかで農協の役割に関して、離農予定者の把握や資産評価の参考額の提示など一定評価している（高津他（2020））。しかし、先の信用事

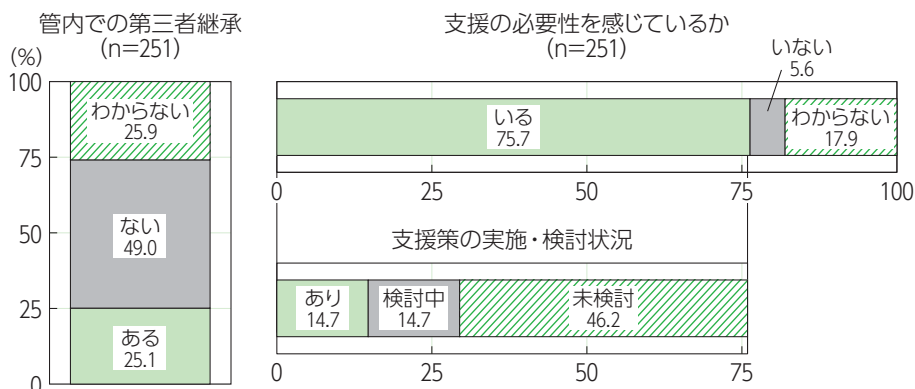
業動向調査の結果にもあるように、多くの農協で第三者継承支援の必要性を感じつつも支援策が未検討である現状において、農協が第三者継承支援の中でどのような役割を果たせるのかを事例から検討することは、今後の第三者継承支援の拡大に有用であると期待できる。

また、長谷（2021）では第三者継承の支援組織の役割として、①地域での第三者継承の周知と情報収集、②新規参入者への就農支援、③経営継承への支援の3点を述べた。本稿ではこの視点を援用しつつ、支援組織の役割の全体像の中で農協がどのような役割を果たしているのか検討していくこととする。

（注2） 認定農業者のいる農業経営体全体での後継者確保の割合は31.7%となっている。畜産では酪農の34.5%が最も低く、養豚では45.4%であった。一方で施設野菜は28.2%、果樹では28.0%と低い水準となった。

（注3） 2022年度の動向調査は同年8月に実施し、回答は251組合から得られた。本調査では全国の総合農協のうち半数以上の信用事業部門に回答を依頼している。

第2図 第三者継承事例の有無および支援の状況



資料 2022年度農協信用事業動向調査

2 部会主導型の第三者継承： JAたじま おおや高原有機 野菜部会

(1) 産地と事例の概要

おおや高原は兵庫県養父市大屋地区に1978年から県営農地開発事業で造成された、ハウス約300棟の野菜団地である。当初は重量野菜を作付けしていたが、土質の関係で軟弱野菜栽培に切り替えている。この時に県やコープこうべの後押しもあって、野菜団地全体で有機栽培に取り組むことになり、現在は全域が有機JAS認証を取得した有機野菜産地となっている。

こうした経緯から、おおや高原の野菜はすべてコープこうべに販売されており、農協のおおや高原有機野菜部会はコープの有機野菜生産者組織という側面も有している。

現在の生産者は9名で、その多くは神戸市や宝塚市から来たIターン就農者となっている。栽培品目はコープこうべとの契約で決められており、ホウレンソウ、菊菜、小松菜、水菜、小カブ、ミニトマト、空心菜が栽培されている。

おおや高原の野菜団地は当初からIターン移住者が多く、地元の人がほとんどいなかった。そうした経緯から地縁による継承への思いは弱く、地域外からの人材の受入れに寛容な地域となっている。

(2) 事例の経緯

a 部会での第三者継承(新規就農)の流れ

市が新規就農に力を入れており、就農者の募集は市が実施している。管内には別の有機野菜産地もあり、毎年市から4～5名の有機野菜での新規就農希望者が紹介されている。実際の受け入れには部会員の離農の意向とあわせる必要があるため、おおむね3年に1人となっている。

離農意向については、部会員にアンケートを実施しており、「今後の経営の予定」「あと何年できるか」「第三者を受け入れるつもりはあるか」などを聞いている。それによって各年の就農希望者受入れ人数を把握する。

就農希望者の受入れが決まったら、市を中心に日程調整をして希望者に部会長の経営を1日見てもらっている。おおや高原で就農すると山間地である大屋地区に住むことになるため、住環境も含めて希望者には見ってもらうようにしている。

おおや有機野菜部会で就農する場合は、土地やハウス、農業資材もすべて買取りする形であり、1,000万円ほどの資金が必要になる(ただし、後述のように実際には全額支払うわけではない)。また、移住先の住宅は大屋地区内で市が探すことになっている。

就農に向けてはまず離農意向を持つ農家のもとで短期研修を受けてもらい、その後両者の合意のもとで、第三者継承に向けた研修が実施される。この研修は3年間で想定されており、1年目は移譲者と一緒に作業を行い、2年目は移譲者の管理のもと

で新規参入者が作業をする、3年目は新規参入者が1人で作業をするという流れになっている。そして4年目に入る時点で第三者継承がおこなわれる。

新規参入者は研修の1～3年目には次世代人材投資事業で生活費をまかない、4年目からは新規参入者に売上が入るようになっている。研修1～3年目は売上がすべて移譲者に入る仕組みになっているが、その一部は第三者継承時の資産譲渡額を前払いする形となっており、継承時には差し引かれて支払いがおこなわれる。

b A氏経営の継承にいたる経緯

移譲者のA氏は元コープこうべの従業員で、コープ在籍中におおや高原の活動を知り就農を希望した。後におおや高原での最初の第三者継承者として就農している。高齢化により離農を検討していたことから、2017年にB氏を継承者として第三者継承への取組みが始まった。継承がおこなわれることについては事前に部会からコープこうべにも連絡している。

継承者であるB氏は市外からの新規参入希望者であり、市から部会への紹介によりA氏と引き合わされた。その後、短期研修を経て継承に向けた研修が始まり、研修2年目からはほぼB氏が作業を進めている。パート従業員もA氏が雇用していた従業員を、継承が終わった現在も引き続き雇用している。

研修1年目の途中で継承合意書を作成し、継承する時期や資産、譲渡価格について書

面での合意を得るようにしている。ハウスの他、播種機、耕運機、予冷库、作業場についても一括で継承されている。資産価格の評価は主には県と市が実施しており、基本的には簿価を基準にしつつ、両者の合意が得られる価格を提示している。A氏とB氏の事例では譲渡価格が1,400万円ほどとなったが、研修期間中の売上で支払っているものとして、継承時の自己負担は発生していない。継承後、A氏は農業者年金で生活しており、農業からは完全に引退している。

(3) 第三者継承におけるJAたじまの役割

第三者継承におけるJAたじまの役割は大きく2つに分けられる。第一におおや有機野菜部会を活用した第三者継承の枠組み作りである。JAたじまはおおや有機野菜部会の事務局として、就農に関する行政との協議会に参加して調整をおこなっている。このなかで、市は部会員に対して離農意向のアンケートを実施し、継承ニーズの把握に役立てている。また、部会内で第三者継承の方法について共有することで、第三者継承が円滑に進められるようにしている。

第二に、生産者が生産に集中できる環境の整備である。部会事務局の業務として、販売先であるコープこうべとの調整窓口を担い、ここで販売計画や生産量確保の見直しなどの調整がおこなわれる。さらに有機野菜の集出荷場を運営し、集荷された野菜を袋詰めして出荷することで、生産者の労力削減に役立っている。

(4) 小括

おおや高原有機野菜部会は、部会員の多くがIターン就農者であり外からの新規就農に対する心理的なハードルが低いことや、コープこうべという安定的な販売先が確保されていることなど、第三者継承が進みやすい条件がそろっている事例と言えよう。農協も第三者継承に向けて積極的に動くというよりも、合意形成やスキーム作成に関して部会を活用しつつ、その役割を果たしている。

3 行政や地域農業者との連携： JAこまち

(1) 産地と事例の概要

本事例では地域の行政や農協・農業者が協力しながら、県外出身の独立新規参入者に果樹の園地を譲渡したものである。

JAこまちは秋田県南東部の内陸部（湯沢市、東成瀬村、羽後町の一部）を事業エリアとしている。管内の経営耕地面積のうち約90%を水田が占めており、主食用米だけでなく、加工用米や酒造好適米も栽培されている。また、内陸性気候による寒暖差を活かして、リンゴやサクランボ等の果樹やトマト・きゅうり等の野菜も振興作物として位置づけられている。

紹介する事例は湯沢市三関地区での園芸作における第三者継承事例であり、本地区は「三関さくらんぼ」や「三関せり」といった地域ブランドを有していることから、産地維持に向けて担い手確保への機運が管

内でも高い地域である。

(2) 事例の経緯

a 新規参入（継承者）の経緯

後継者のC氏は関東地方で民間企業に勤めていたが、「自営をしたい」という思いがあり、その中で農業に興味を持った。親戚（非農家）が湯沢市に住んでいたことや、秋田県が積極的に移住・就農を促進していたこともあり、当地での就農を志した。

2016年に東京で県の移住セミナーに参加して話を聞き、2泊3日の農業ツアーや3か月間の湯沢市での農業体験に参加した。こうした事前研修を通じて秋田県への就農の思いを強くするとともに、「湯沢で就農するならセリとサクランボがいいのではないか」というアドバイスを受けた。2017年には1年間、県の農業公社の仲介によりセリとサクランボの生産者であるD氏のもとで就農に向けた研修を受けている。

住宅に関しては市の制度を活用し、就農地から車で10分ほどの距離にある市営住宅に居住している。

b セリ作での独立就農とサクランボ作での第三者継承

C氏の就農は2段階に分かれている。まず、研修修了時はサクランボの園地が見つからず、まずセリ作で独立就農した。そして1年後に園地を見つけて、サクランボ作の第三者継承を実施している。

セリ作については、研修中に湯沢市の親戚を通じて知り合いの農家の農地（水田）

を借りる話が出ていた。その農家は後継ぎがおらず、農地を譲り渡す新規就農者を探していた。研修終了後にその農地を借り受け、県の「移住就農まるごと支援事業」を活用しハウスを5棟建てる形で就農した。

セリ作での就農後、研修時から交流のあった地元消防団の部長にサクランボ農家を紹介してもらい就農地を見つけた。移譲者であるサクランボ農家は複数の園地でサクランボ作を営んでおり、規模縮小をすすめるなかで、1か所の園地（8a）を5年間の利用権設定で移譲した。移譲されたのはサクランボのハウスおよび樹体で、いくつかの資材はC氏が購入してサクランボ作を開始している。サクランボの選果や袋詰め作業は、夏季の間使わないセリのハウスでおこなっている。

販売先はセリでは農協出荷がメインであり、部会や集出荷場の利用を通じて地域の農業者と交流も進めている。サクランボについては農協出荷の他、C氏の前職の知り合いやSNSを活用した直販も展開している。就農後の栽培技術習得については、移譲者の農家や研修先の農家からアドバイスを受けながら学んでいる。また、農協の営農指導員も個別に巡回しており、必要に応じて指導をしている。

今後、C氏は桃の栽培にも取り組む予定であり、その園地は研修先であったD氏が紹介する形で確保している。栽培技術もD氏の息子から学んでおり、就農後も地域農業者の協力とネットワークにより、経営資源の確保をすすめている。

(3) 事業継承に向けた取組み

本事例に関わった支援機関は、県（公社）、市、JAこまちの三者である。地域に第三者継承や新規就農にむけた協議会はないが、農業次世代人材投資事業を実施する中でまとまって話をする機会が設けられている。

支援の経過を見てみると、研修を境として募集から研修にいたる過程では県（公社）が主導しており、研修を受けるタイミングで農協側に就農希望者の紹介がある。一方で、研修後については市や農協が主導する形で就農が進んでいく。特に農協が担当するのは、農業次世代人材投資事業などの補助金を受けるための就農計画の策定である。新規就農者がやりたい農業の姿を描きながら営農指導員とともに計画策定を進めている。

また、本事例では県や市の助成制度を活用している。先述の「移住就農まるごと支援事業」により、C氏はセリ作用のハウス建設やサクランボ用の農業資材（選果機や草刈り機など）を導入している。補助金は合計で2,000万円を超えるが、自己負担は100万円程度に抑えられている。

(4) 小括

本事例は、行政の支援制度を活用しつつ就農から定着の過程で農協が役割を發揮した事例である。ただし、行政や農協だけでなく地域の農業者、そして就農者自身の努力など、各主体の協力によって、地域としての第三者継承を進めたものである。

特に新規就農者のC氏は、就農直後から

部会や集出荷場での作業、消防団活動にも積極的に参加し、人的なネットワークの構築に注力していた。こうした活動が新たな品目の栽培に向けた園地の確保などにつながっている。

4 地域内での第三者継承： JA能美

(1) 産地と事例の概要

JA能美は石川県南部に位置し、管内では手取川の扇状地に広がる水田での水稲や麦、大豆といった主穀作を中心に野菜や果樹といった様々な農産物が栽培されている。水稲作の経営環境の厳しさから、JA能美では水田転作による野菜の産地化も進めているが、それでも高齢化が進んでおり、機械の更新を機に離農する農家が増えてきている。

水田作が主体のため、離農した農業者の農地は近隣の大規模法人や集落営農が引き受ける状況が続いており、地域外からの新規参入は積極的に推進されていない。

JA能美管内での第三者継承事例は、平場が広がる地区で大規模に水稲作経営を展開していた農業法人を、同地区内の家族経営農家が継承した事例である。もともとは法人代表の親族で後継者と目されていた若手農業者がいたものの、事業継承を前に病気を患い継承が困難になったため、地区内の別の担い手農家に法人の代表を引き継いでもらうよう、JA能美が中心となって取り組んだ。

(2) 事例の経緯

a E農園の概要と相談にいたる経緯

移譲者が代表をつとめていた農事組合法人「E農園」は、経営面積50ha（うち自作地1.4ha）で米麦大豆を生産しており、従業員5人（うち常勤4人）を抱える法人経営体である。法人の立地する地区内にある農地の多くを集積し転作を一手に引き受けており、地区からの信頼のあつ農業者である。

移譲者には子供がおらず、自身の年齢が70代半ばとなるなかで、法人の理事でもある親族（60歳）を後継者として事業継承を進める予定であった。しかし、その後継者候補が病気を患って農業を続けることが困難となり、予定していた事業継承も難しくなった。移譲者自身も近いうちに離農するつもりであったため、18年11月に今後の事業の継続をどうするかについてJA能美に相談を持ち掛けた。

b 後継者の選定と継承方式の策定

この相談を機に、JA能美では県連の担い手サポート担当者とともにE農園の事業継承に対応していくことになった（以下では、県連の担い手サポート担当者も含めて「JA能美」と表記する）。当初は継承の方式として、①従業員による法人の継承、②地区内の有力農業者による継承（E農園の名前も残す）、③地区内の有力農業者と新たな法人を設立するの3つが提案されたが、①については、E氏および地権者は地区内の農業者による継承を希望している一方で、常

勤従業員が全員地区外の出身者であったため採用されなかった。残る2つの方式での事業継承を検討するため、まず地区内にいる有力農業者2人に打診し、1人（F氏）から前向きな回答を得た（注4）。

F氏（当時50代）は当時、E氏と同地区で9haを経営する家族経営の農家であった。13年に民間企業を退職し、実家の農業に従事していた。E氏とは以前から地域農業の今後について話をする間柄で、今回の事業継承にも協力的な姿勢をみせた。

E氏とF氏、JA能美で協議を行い、上記②の方式での事業継承を進めることとなった。ただし、いきなり継承するのではなく、まずはF氏が農作業を手伝う形で参画し、E氏が地権者や従業員を納得させたのちに、F氏がE氏の持分を譲渡する形で経営にも参画、一定の共同経営期間を設けた上で代表を交代することとした。

c 事業継承に向けた取組み

JA能美ではE氏やF氏と相談しながら、継承に向けた細かな決まりの策定やアドバイスを続けたほか、県の専門家派遣事業を活用してスムーズな経営移譲に向けた準備を進めていた。実際に後継者の選定から、F氏がE農園に経営参画するまでに約1年の時間をかけている。この間、E氏はE農園内での意向の調整や理事の交代に伴う定款変更の確認作業などをおこない、F氏はE農園の農作業の手伝いをしながら、県が実施する農業経営者向けセミナーに参加して法人経営者としての資質の向上につとめ

た。また、JA能美では当事者だけでなく従業員からも話を聞き、経営継承に向けた相談窓口としての役割を果たしていった。

20年2月にF氏が理事に就任して経営に参画、半年後の8月にはF氏が代表理事に就任した。E氏は理事および顧問として経営に残っている。現在では、F氏が経営していた農地もE農園に引き継がれている。地区内で営農を続けている複数の農業者も、今後離農する際にはE農園に農地を預ける見込みとなっている。F氏はE農園の株式会社化も視野に入れており、今後も地域農業の担い手として期待されている。

（注4） もう1名の有力農業者は農業以外に別の事業を営んでいたこともあり、E農園を引き継ぐのは困難と判断された。

（3）事業継承におけるJA能美の役割

E農園の事例では、JA能美が仲介組織として事業継承をフォローしている。その役割は大きく継承のルールに関するものと、関係者の意見調整の2つに分けられよう。

継承のルールに関するものとしては、F氏の経営参画の進め方や持分譲渡の時期と方法、E農園がE氏からリースしている農業機械のリース料、E氏個人から借りている資金の返済方法などを当事者の間に入りながら検討した。

その際、一般的な事業継承の計画案を農協側が作成し、それをもとにして事業継承までに実施することの明確化と役割分担が決められている。継承に向けた取組み開始から2か月の早い段階でこの計画案を作成したことで、管内初の第三者継承に対して

も大きな混乱なく対処できるようになった。また、E農園の経営状況や法人の定款変更の確認などには、県の専門家派遣事業も活用している。

関係者の意見調整については、意見の相違等の課題が発生したときには当事者それぞれと個別に面談し、双方の意向を調整しながら進めていった。F氏がE農園に参画する点については、従業員とも面談をするなど、関係者全体にきめ細かく話を聞く機会を提供していった。JA能美は支援組織として、関係者がその思いを話すきっかけを与えることに注力していった。

(4) 小括

本事例は新規就農者ではなく、地域内の農業者に第三者継承を実施した事例である。当事者同士がすでに長年地域内で農業を営んでいることから、経営継承に関して農協の関わりが強く見られた。

本事例では、募集・技術研修などの事前の取組みや施設・機械などの資産譲渡といった、新規参入者への第三者継承で必要となるプロセスが不要であった。このため、支援組織としてはJAグループのみ（JA能美+県連）で対応が可能となっている（注5）。また、個別事例に即してきめ細かい対応がなされ、F氏が経営継承までに「農作業の手伝い→出資による経営参画→代表の交代」と段階を経たことや、法人の従業員も含めた意見調整など、円滑に事業継承がされるよう工夫している点も特徴的と言える。

このような地域内での第三者継承は、地域性の高い作物や担い手経営体が一定存在する地域では今後も実施される可能性があると考えられる。

(注5) 農地に関する話などいくつかのトピックスについては、市の職員にも協議に参加してもらっている。これは事前に話を聞いてもらうことで、その後の申請などの話を通りやすくする狙いがあった。

5 支援における農協の役割

以上、農協が第三者継承に関わった事例を3つ紹介してきたが、地域農業の現状や品目、継承の経緯などが異なり、多様な取組みがみられる。そうした違いも意識しつつ、以下では①地域での第三者継承の周知と情報収集、②新規参入者への就農支援、③経営継承への支援の役割について、農協が果たす役割を検討していく。

①地域での第三者継承の周知と情報収集については、まず継承を進める前提となる地域農業維持への課題意識が、JAたじまとJAこまちでは部会を通じて共有されていたことが指摘できる。これは両者とも独自のブランドを持っており、産地維持に向けた思いが強かったことも要因として考えられるが、外から人材を受け入れることについて一定の合意があったことが、第三者継承という方法が地域の農業者に認知される土台になっていた。

こうした意識を背景に、JAこまちでは地域の農業者や関係者が持つ情報をもとにして、新規参入者に移譲者の紹介がおこなわ

れた。JAたじまではさらに、行政と連携した離農意向アンケートの実施による情報収集や第三者継承のフロー策定まで実施しており、新規参入者の受入れから継承がよりスムーズに進んだ要因となっている。

②新規参入者への就農支援についてであるが、この点では新規参入者の募集から研修の段階では行政からの支援が主導的であり、研修から就農・定着段階では農協の役割が大きくなっていることが指摘できる。

特に、就農から経営移譲にいたる計画の策定において農協の果たす役割が大きい。補助金対応の側面もあるものの、新規参入者がこれからどういった農業をしていくのか、どの段階で経営資源の移譲がなされるのかを明確にすることは、継承者の心理的な負担を下げる意味でも重要な取組みといえる。また、農協の新規参入支援でも指摘される（注6）ように、就農後の部会での交流や技術習得支援、農協の経済事業の利用も農協に期待される役割として指摘できる。

最後に③経営継承への支援については、継承フローが明確なJAたじまの事例では、研修期間中の経営合意書の作成や譲渡価格の評価などを行政とも連携しながら取り組んでいる。また、地域内第三者継承であるJA能美の事例では、農業者の相談窓口として農協が大きな役割を發揮した。この事例では専門的な部分で県連と連携しつつも、当事者や従業員の間での意見調整や継承者に代表交代するまでの段階の設定など、個別事情に寄り添う必要のある部分において

農協がきめ細かく対応している。

以上のように第三者継承支援の3つの側面について、農協は多くの役割を果たしえる。このなかで就農や経営移譲に関する計画策定の支援は本稿でもすべての事例に見られ、地域農業をカバーする組織としての農協の強みが發揮できる部分と考えられる。

また、第三者継承支援の起点としての部会組織についても指摘しておきたい。第三者継承も含む新規就農対策において地域内での意識醸成は重要であり、部会組織での各品目の生産者の状況の把握や今後のあり方の検討は、第三者継承支援を進める第一歩となるだろう。

一方で、移譲者（新規参入者）の募集から研修にいたる入り口部分では行政の役割が大きい。特に募集に関しては、一つの地域や農協単位で新規参入者を募集する場合、毎年参入や継承のニーズがあるわけではなく恒常的に実施するのは難しい。この点で都道府県などの単位で集約すれば毎年一定のニーズは見込まれ、継続的な新規参入者の募集も可能となる。実際に都道府県単位で就農希望者を募集しているところでは、こうした形で就農希望者を募集し、各地域に割り振っている。

以上のような、一つの地域を超えた募集や移住者の生活支援は行政に特有の機能であり、農協による就農後の支援とつなげることで、より一貫した支援策を講じることが出来る。

複数の地域で集まって募集をするという点では、近年注目されている事業継承に特

化した民間のプラットフォームの活用も今後は視野に入ってくる可能性も考えられる。こうした新しい主体との連携の方策や役割分担については、今後の検討課題となるだろう。

(注6) 長谷 (2019) など

おわりに

本稿では第三者継承支援における農協の役割を検討してきた。第三者継承における支援組織の役割は指摘されてきたものの、そのなかで農協が果たす役割についてはあまり取り上げられてこなかった。一方、本稿で取り上げた農協では、地域農業の現状に合わせてそれぞれの農協が持つリソースや外部との連携を工夫しながら、さまざまな第三者継承支援を実施していた。その中でも部会組織の役割は意識醸成や就農後の支援という観点から重要であり、部会組織を起点として支援策を検討することも有効である。

他方で本稿の事例においても、その多くは各個別の移譲/継承ニーズに合わせて単発的に支援策を講じている。今後は、地域の将来像を描いたうえでの計画的な事業継承と支援パッケージの構築も必要になってくると思われる。現在、JAグループで進められている次世代総点検運動や人・農地プランでの話し合いも有効なツールとなりうる可能性もある。今後も検討を深め、第三者継承支援のあり方について明らかにしていく必要がある。

<参考文献>

- ・梅本雅 (2016) 「農業における第三者継承の進め方」『農業と経済』第82巻第3号、17～25頁
- ・梅本雅・山本淳子 (2009) 「失敗事例に見る経営継承の成立条件」『関東東海農業経営研究』第99号、79～84頁
- ・島義史 (2015) 「農業の第三者継承における経営資源の継承と経営展開——全国新規就農相談センター『新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果』をもとに——」『農業経営研究』第53巻第2号、49～54頁
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センター (2014) 「新規就農者の就農実態に関する調査結果——平成25年度——」
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センター (2017) 「新規就農者の就農実態に関する調査結果——平成28年度——」
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センター (2022) 「新規就農者の就農実態に関する調査結果——令和3年度——」
- ・高津英俊・片岡美喜・鶴川洋樹 (2020) 「酪農の第三者継承における支援組織の役割と課題——都府県地域を事例として——」『農林業問題研究』第56巻第3号、93～100頁
- ・長谷祐 (2019) 「地域内での連携による新規参入支援と農協の役割」『農林金融』第72巻第11号、2～16頁
- ・長谷祐 (2021) 「耕種農業の第三者継承における支援組織の役割」『農林金融』第74巻第9号、2～16頁
- ・山内庸平・東山寛 (2010) 「組織型リレー経営継承方式による新規参入支援の新展開——北海道美深町を事例として——」『日本農業経済学会論文集』2010年度、105～112頁
- ・山崎政行 (2018) 「農業経営の第三者継承における『併走』問題への対応——養豚個人経営と稲作法人経営の成功事例から——」『農業経営研究』第55巻第4号、9～14頁
- ・山本淳子・梅本雅 (2008) 「新規参入者への円滑な事業継承に向けた経営対応の課題と方向——併走期間の観点から——」『農業経営研究』第46巻第1号、101～106頁
- ・山本淳子・梅本雅 (2012) 「第三者継承における経営資源獲得の特徴と参入費用」『農業経営研究』第50巻第3号、24～35頁

(ながたに たすく)